

北海道告示第11461号（別添）

1 石狩後志海区漁場計画の変更の内容

石狩後志海区漁場計画の一部を次のように改正する。
改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

石狩後志海区漁場計画（第8次 共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）												
1 漁業権に関する事項												
区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(1)	石海共第1号	小樽市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞぼかかい漁業 こたまい漁業 しろがい漁業 ほっさがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	石狩市（厚田区及び 浜益区を除く）	なし	先のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）
	(2)	石海共第2号	石狩市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞぼかかい漁業 こたまい漁業 しろがい漁業 ほっさがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	石狩市（厚田区及び 浜益区を除く）	なし	先のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）
	(3)	石海共第3号	石狩市厚田区地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞぼかかい漁業 こたまい漁業 しろがい漁業 ほっさがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	石狩市厚田区	なし	先のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）
	(4)	石海共第4号	石狩市浜益区地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞぼかかい漁業 こたまい漁業 しろがい漁業 ほっさがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	石狩市浜益区	なし	先のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）
	(5)	石海共第5号	石狩市及び小樽市地 先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	石狩市（厚田区及び 浜益区を除く）	なし	先のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）
	(6)	石海共第6号	石狩市及び小樽市地 先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・ぼら・あいなめ刺し網漁業 かたべ刺し網漁業 かたい刺し網漁業 ちんろ刺し網漁業 ちんろ刺し網漁業 にしろ刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めはる刺し網漁業 いかごこ・いか・ほっけ 小型定置網漁業 ちが小型定置網漁業 にしろ小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 かたい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 ひらつめがにかこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月20日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から8月31日まで 1月1日から8月31日まで 1月1日から6月30日まで 10月20日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	石狩市（厚田区及び 浜益区を除く）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）
	(7)	石海共第7号	石狩市厚田区地先	別紙のとおり	第三種共同漁業 第一種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	石狩市厚田区	なし	先のとおり （漁業権番 号、漁業の 名称、条件）

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項	
改正後	(8)	石海共第8号	石狩市厚田区地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・ぼら・あいなめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	石狩市厚田区	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
						かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
						かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
						しらうお刺し網漁業	3月1日から7月31日まで					
						ちか刺し網漁業	4月1日から11月30日まで					
						ながずか刺し網漁業	2月1日から4月30日まで					
						にしん刺し網漁業	1月1日から6月30日まで					
						はたはた刺し網漁業	10月20日から12月31日まで					
						ひらめ刺し網漁業	4月1日から12月31日まで					
						ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
						いかなご・いか・ほっけ	4月1日から8月31日まで					
						小型定置網漁業	1月1日から8月31日まで					
						ちか小型定置網漁業	1月1日から8月31日まで					
						にしん小型定置網漁業	1月1日から6月30日まで					
はたはた小型定置網漁業	10月20日から12月31日まで											
かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	1月1日から12月31日まで											
第三種共同漁業	ひらめがにかご漁業	4月1日から10月31日まで										
(9)	石海共第9号	石狩市浜益区地先	別紙のとおり	第三種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	石狩市浜益区	なし	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）	
				第一種共同漁業	たご漁業	1月1日から12月31日まで						
(10)	石海共第10号	石狩市浜益区地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	石狩市浜益区	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					かじか・ぼら・あいなめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで						
					かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで						
					かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで						
					しらうお刺し網漁業	3月1日から7月31日まで						
					ちか刺し網漁業	4月1日から11月30日まで						
					ながずか刺し網漁業	2月1日から4月30日まで						
					にしん刺し網漁業	1月1日から6月30日まで						
					はたはた刺し網漁業	10月20日から12月31日まで						
					ひらめ刺し網漁業	4月1日から12月31日まで						
					ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで						
					いかなご・いか・ほっけ	4月1日から8月31日まで						
					小型定置網漁業	1月1日から8月31日まで						
					ちか小型定置網漁業	1月1日から8月31日まで						
にしん小型定置網漁業	1月1日から6月30日まで											
はたはた小型定置網漁業	10月20日から12月31日まで											
かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	1月1日から12月31日まで											
第三種共同漁業	ひらめがにかご漁業	4月1日から10月31日まで										
(11)	石海共第11号	石狩市及び小樽市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	しゃご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	石狩市（厚田区及び浜益区を除く）	なし	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）	
(12)	石海共第12号	石狩市厚田区地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	しゃご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	石狩市厚田区	なし	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）	
(13)	石海共第13号	石狩市浜益区地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	しゃご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	石狩市浜益区	なし	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）	
(14)	石後海共第1号	穂丹郡穂丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、小樽市、石狩市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	穂丹町、古平町、余市町、小樽市及び石狩市	なし	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）	

石狩後志海区漁場計画（第8次 共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(15)	石後海共第2号	積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、小樽市、石狩市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんそう刺し網漁業 かっぱ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	積丹町、古平町、余市町、小樽市及び石狩市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベネズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(16)	後海共第1号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 あんこう漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 ほっさがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	島牧村	なし	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(17)	後海共第2号	寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 あんこう漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 はたてがい漁業 ほっさがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	寿都町及び蘭越町	なし	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(18)	後海共第3号	岩内郡岩内町及び共和町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 あんこう漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 ほっさがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	岩内町及び共和町	なし	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次 共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(19)	後海共第4号	古宇郡泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	さんなんそう漁業 さんふ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞほかがい漁業 しろがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほろがい漁業 ほろがい漁業 ほろがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	なし	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(20)	後海共第5号	古宇郡泊村大字盃村及び大字興志内村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	さんなんそう漁業 さんふ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	泊村大字盃村及び大字興志内村	なし	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(21)	後海共第6号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	さんなんそう漁業 さんふ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	神恵内村	なし	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(22)	後海共第7号	積丹郡積丹町地先（大字出崎町と大字幌武意町の境界から以西の地先）	別紙のとおり	第一種共同漁業	さんなんそう漁業 さんふ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞほかがい漁業 しろがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほろがい漁業 ほろがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	積丹町（大字出崎町と大字幌武意町の境界から以西の地区）	なし	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(23)	後海共第8号	積丹郡積丹町大字美国町、大字婦美町及び幌武意町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	さんなんそう漁業 さんふ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞほかがい漁業 しろがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほろがい漁業 ほろがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	積丹町大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町	なし	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(24)	後海共第9号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	さんなんそう漁業 こんご漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほっさがい漁業 うに漁業 えにし漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	古平町	なし	先のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
	(25)	後海共第10号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	さんなんそう漁業 こんご漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかさらい漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞほかい漁業 たまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほっさがい漁業 うに漁業 えにし漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	余市町	なし	先のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
	(26)	後海共第11号	小樽市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	さんなんそう漁業 こんご漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あかさらい漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞほかい漁業 たまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほっさがい漁業 うに漁業 えにし漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	小樽市	なし	先のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
	(27)	後海共第12号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	つぶ漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	島牧村	なし	先のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(28)	後海共第13号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あみご刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれない刺し網漁業 たら刺し網漁業 ちか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめがに刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いか・ほっけ小型定置網漁業 ほっけ・さば・かれない 小型定置網漁業 かれない・ひらめ・ほっけ・たら 底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 4月1日から11月30日まで 1月1日から5月30日まで 4月1日から10月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	島牧村	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニスワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)	
				第三種共同漁業	ちか・ほら地びき網漁業	1月1日から12月31日まで						

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(29)	後海共第14号	寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	寿都町及び蘭越町	なし	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(30)	後海共第15号	寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんころ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらつめがに刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ 小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら 底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から10月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	寿都町及び蘭越町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(31)	後海共第16号	岩内郡岩内町及び共和町地先	別紙のとおり	第三種共同漁業 第一種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	岩内町及び共和町	なし	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(32)	後海共第17号	岩内郡岩内町及び共和町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか刺し網漁業 あんころ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 そい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらつめがに刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いか・ほっけ・さば小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ぶり 小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら 底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 4月1日から10月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から10月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	岩内町及び共和町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(33)	後海共第18号	古宇郡泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村地先	別紙のとおり	第三種共同漁業 第一種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	なし	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(34)	後海共第19号	古宇郡泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんころ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらつめがに刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ 小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら 底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から10月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	泊村大字堀株村、大字茅沼村及び大字泊村	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(35)	後海共第20号	古宇郡泊村大字釜村及び大字興志内村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	泊村大字釜村及び大字興志内村	なし	先のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次 共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(36)	後海共第21号	古宇郡泊村大字孟村 及び大字興志内村地 先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんなろ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら 底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	泊村大字孟村及び大 字興志内村	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければ ならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニスワイガニが採捕された場合には、速やかに海中 に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに 使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の 高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり （漁業権番 号、漁業の名 称、条件）
	(37)	後海共第22号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	神恵内村	なし	先のとおり （漁業権番 号、漁業の名 称、条件）
	(38)	後海共第23号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんなろ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ 小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら 底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	神恵内村	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなけれ ばならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニスワイガニが採捕された場合には、速やかに海中 に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに 使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の 高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり （漁業権番 号、漁業の名 称、条件）
	(39)	後海共第24号	積丹郡積丹町地先 （大字出崎町と大字 幌武意町との境界か ら以西の地先）	別紙のとおり	第一種共同漁業	たご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	積丹町（大字出崎町 と大字幌武意町との 境界から以西の地 区）	なし	先のとおり （漁業権番 号、漁業の名 称、条件）
	(40)	後海共第25号	積丹郡積丹町地先 （大字出崎町と大字 幌武意町との境界か ら以西の地先）	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんなろ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ 小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら 底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	積丹町（大字出崎町 と大字幌武意町との 境界から以西の地 区）	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなけれ ばならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニスワイガニが採捕された場合には、速やかに海中 に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに 使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の 高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり （漁業権番 号、漁業の名 称、条件）

石狩後志海区漁場計画（第8次 共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(41)	後海共第26号	積丹郡積丹町大字美 国町、大字婦美町及 び大字幌武意町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	積丹町大字美 国町、 大字婦美町及び大字 幌武意町	なし	先のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(42)	後海共第27号	積丹郡積丹町大字美 国町、大字婦美町及 び大字幌武意町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんなろ刺し網漁業 かすく刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながすか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ 小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら 底建網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	積丹町大字美 国町、 大字婦美町及び大字 幌武意町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなけれ ばならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中 に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに 使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の 高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(43)	後海共第28号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	古平町	なし	先のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(44)	後海共第29号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんなろ刺し網漁業 かすく刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながすか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ・ちか 小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 ひらめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 4月1日から11月30日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	古平町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなけれ ばならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中 に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに 使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	先のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(45)	後海共第30号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	しやこ漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	余市町	なし	先のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(46)	後海共第31号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業 あんなろ刺し網漁業 かすく刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながすか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ 小型定置網漁業 さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ・たら 底建網漁業 ひらめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月15日から翌年3月31日まで 10月15日から翌年4月30日まで 4月1日から11月30日まで 2月1日から4月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から10月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	余市町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制 限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 イ ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中 に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに 使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の 高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(47)	後海共第32号	小樽市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	小樽市	なし	先のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定に関し必要な事項																																																																						
改正後	(48)	後海共第33号	小樽市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	小樽市	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）																																																																					
						あんこう刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																																																																										
						かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																																																																										
						さめ刺し網漁業	10月15日から翌年3月31日まで																																																																										
						たら刺し網漁業	10月15日から翌年4月30日まで																																																																										
						ながずか刺し網漁業	2月1日から4月30日まで																																																																										
						にしん刺し網漁業	1月1日から6月30日まで																																																																										
						はたはた刺し網漁業	10月15日から12月31日まで																																																																										
						ひらめ刺し網漁業	4月1日から12月31日まで																																																																										
						ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																																																																										
						いかなご・いか・ほっけ・ちか	1月1日から12月31日まで																																																																										
						小型定置網漁業																																																																											
						さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業	6月1日から12月31日まで																																																																										
						かれい・ひらめ・ほっけ・たら	1月1日から12月31日まで																																																																										
						第三種共同漁業	ひらつめがにかご漁業						4月1日から10月31日まで																																																																				
ちか・ほら地びき網漁業	1月1日から12月31日まで																																																																																
(49)	後海共第34号	小樽市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	しゃご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	小樽市	なし	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）																																																																						
					(50)	後海共第35号						島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	つぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	島牧村、寿都町及び蘭越町	なし	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）																																																												
															たこ漁業																																																																		
															(51)	後海共第36号						島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	島牧村、寿都町及び蘭越町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）																																																		
																									かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																																																							
																									かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																																																							
																									たら刺し網漁業	10月15日から翌年4月30日まで																																																							
																									ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																																																							
																									(52)	後海共第37号						岩内郡岩内町及び共和町並びに古宇郡泊村及び神恵内村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	岩内町、共和町、泊村及び神恵内村	なし	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）																																								
																																			(53)	後海共第38号						岩内郡岩内町及び共和町並びに古宇郡泊村及び神恵内村地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	岩内町、共和町、泊村及び神恵内村	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ スワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）																														
																																													かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																																			
																																													かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																																			
																																													さめ刺し網漁業	10月15日から翌年3月31日まで																																			
																																													たら刺し網漁業	10月15日から翌年4月30日まで																																			
																																													ひらめ刺し網漁業	4月1日から12月31日まで																																			
ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																																																																																
(54)	石海区第1号	石狩市厚田区地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	石狩市厚田区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間には縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間には電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）																																																																						
					(55)	石海区第2号						石狩市厚田区地先	別紙のとおり	第一種区画漁業			はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	石狩市厚田区																								区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間には縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間には電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）																																			
															(56)	石海区第3号	石狩市厚田区地先	別紙のとおり				第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで			令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	石狩市厚田区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間には縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間には電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）																																																		
																							(57)	石海区第4号																												石狩市浜益区地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	石狩市浜益区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間には縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間には電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）																				
																																																							(58)	石海区第5号						石狩市浜益区地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	石狩市浜益区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間には縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間には電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）										
																																																																	(59)	石海区第6号						石狩市浜益区地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	石狩市浜益区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間には縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間には電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業 権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(60)	寿海区第1号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	寿都町及び蘭越町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(61)	寿海区第2号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	寿都町及び蘭越町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(62)	寿海区第3号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 かき養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	寿都町及び蘭越町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(63)	寿海区第4号	磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	寿都町及び蘭越町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(64)	岩海区第1号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	岩内町及び共和町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(65)	泊海区第1号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	泊村大字堀株村、大字 茅沼村及び大字泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(66)	泊海区第2号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	泊村大字堀株村、大字 茅沼村及び大字泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(67)	泊海区第3号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	泊村大字堀株村、大字 茅沼村及び大字泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(68)	神海区第1号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	神恵内村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(69)	神海区第2号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	神恵内村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(70)	小樽海区第1号	小樽市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	小樽市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	先のとおり (漁業権番号、 漁業の名称、 条件)
(71)	石さけ定第1号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(72)	石さけ定第2号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(73)	石さけ定第3号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(74)	石さけ定第4号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(75)	石さけ定第5号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(76)	石さけ定第6号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(77)	石さけ定第7号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(78)	石さけ定第8号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(79)	石さけ定第9号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(80)	石さけ定第10号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(81)	石さけ定第11号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(82)	石さけ定第12号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(83)	石さけ定第13号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(84)	石さけ定第14号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(85)	石さけ定第15号	石狩市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(86)	小樽さけ定第1号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(87)	小樽さけ定第2号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(88)	小樽小さけ定第1号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(89)	小樽小さけ定第2号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(90)	小樽小さけ定第3号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(91)	小樽小さけ定第4号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件) 新規

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(92)	小樽小さけ定第5号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(93)	小樽小さけ定第6号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(94)	小樽小さけ定第7号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(95)	小樽小さけ定第8号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(96)	小樽小さけ定第9号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(97)	小樽小さけ定第10号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(98)	小樽小さけ定第11号	小樽市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(99)	余ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	4月15日から12月31日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(100)	余ほっけ・まぐろ・さけ定第2号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	4月15日から12月31日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(101)	余さけ定第1号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(102)	余さけ定第2号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月17日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(103)	余小さけ定第1号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(104)	余小さけ定第2号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(105)	余小さけ定第3号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(106)	余小さけ定第4号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(107)	余小さけ定第5号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(108)	余小さけ定第6号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(109)	余小さけ定第7号	余市郡余市町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(110)	美ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	稚丹郡稚丹町地先	別紙のとおり	定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	5月1日から12月31日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(111)	美小さけ定第1号	稚丹郡稚丹町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件) 新規
(112)	古小さけ定第1号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(113)	古小さけ定第2号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(114)	古小さけ定第3号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(115)	古小さけ定第4号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(116)	古小さけ定第5号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(117)	古小さけ定第6号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(118)	古小さけ定第7号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(119)	古小さけ定第8号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(120)	古小さけ定第9号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(121)	古小さけ定第10号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件) 新規
(122)	古小さけ定第11号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(123)	古小さけ定第12号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件) 新規

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(124)	古小さげ定第13号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(125)	古小さげ定第14号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(126)	古小さげ定第15号	古平郡古平町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(127)	神小さげ定第1号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(128)	神底さげ定第2号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(129)	神底さげ定第3号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(130)	神底さげ定第4号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件) 新規
(131)	神底さげ定第5号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(132)	神底さげ定第6号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(133)	神小さげ定第7号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(134)	神底さげ定第8号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(135)	神底さげ定第9号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(136)	神底さげ定第10号	古宇郡神恵内村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(137)	盃ほっけ・まぐろ・さげ定第1号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	ほっけ・まぐろ・さげ定置漁業	3月20日から12月31日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(138)	盃ほっけ・まぐろ・さげ定第2号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	ほっけ・まぐろ・さげ定置漁業	3月20日から12月31日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(139)	盃底さげ定第1号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(140)	浜底さげ定第2号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(141)	浜底さげ定第3号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(142)	泊小さげ定第1号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(143)	泊小さげ定第2号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(144)	泊底さげ定第3号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(145)	泊小さげ定第4号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(146)	泊小さげ定第5号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(147)	泊底さげ定第6号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(148)	泊底さげ定第7号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(149)	泊底さげ定第8号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(150)	泊小さげ定第9号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(151)	泊底さげ定第10号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(152)	泊底さげ定第11号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(153)	泊底さげ定第12号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(154)	泊小さげ定第13号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(155)	泊底さげ定第14号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(156)	泊底さげ定第15号	古宇郡泊村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(157)	岩底さげ定第1号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(158)	岩小さげ定第2号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(159)	岩底さげ定第3号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(160)	岩底さげ定第4号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(161)	岩底さげ定第5号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(162)	岩底さげ定第6号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(163)	岩小さげ定第7号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(164)	岩底さげ定第8号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(165)	岩底さげ定第9号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(166)	岩小さげ定第10号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(167)	岩底さげ定第11号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(168)	岩小さげ定第12号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(169)	岩底さげ定第13号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(170)	岩底さげ定第14号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(171)	岩底さげ定第15号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(172)	岩底さげ定第16号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(173)	岩底さげ定第17号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(174)	岩底さげ定第18号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(175)	岩底さげ定第19号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(176)	岩底さげ定第20号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(177)	岩底さげ定第21号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(178)	岩小さげ定第22号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(179)	岩底さげ定第23号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(180)	岩底さげ定第24号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(181)	岩底さげ定第25号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(182)	岩底さげ定第26号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(183)	岩底さげ定第27号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(184)	岩底さげ定第28号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(185)	岩底さげ定第29号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(186)	岩底さげ定第30号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(187)	岩底さげ定第31号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(188)	岩小さげ定第32号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(189)	岩底さげ定第33号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(190)	岩底さげ定第34号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(191)	岩底さげ定第35号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(192)	岩底さげ定第36号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(193)	岩底さげ定第37号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(194)	岩底さげ定第38号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(195)	岩小さげ定第39号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(196)	岩底さげ定第40号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(197)	岩小さげ定第41号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(198)	岩底さげ定第42号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(199)	岩底さげ定第43号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(200)	岩小さげ定第44号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(201)	岩小さげ定第45号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(202)	岩小さげ定第46号	岩内郡岩内町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(203)	岩小さげ定第47号	岩内郡共和町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(204)	岩底さげ定第48号	岩内郡共和町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(205)	岩小さげ定第49号	岩内郡共和町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(206)	寿ほっけ・まぐろ・さげ定第1号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	ほっけ・まぐろ・さげ定置漁業	3月1日から12月31日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(207)	寿ほっけ・まぐろ・さげ定第2号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	ほっけ・まぐろ・さげ定置漁業	3月1日から12月31日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(208)	寿底さげ定第1号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(209)	寿小さげ定第2号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(210)	寿底さげ定第3号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(211)	寿底さげ定第4号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(212)	寿小さげ定第5号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(213)	寿小さげ定第6号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(214)	寿底さげ定第7号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(215)	寿底さげ定第8号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(216)	寿底さげ定第9号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(217)	寿底さげ定第10号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(218)	寿小さげ定第11号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(219)	寿小さげ定第12号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(220)	寿小さげ定第13号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(221)	寿小さげ定第14号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(222)	寿小さげ定第15号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(223)	寿小さげ定第16号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(224)	寿小さげ定第17号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(225)	寿小さげ定第18号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(226)	寿小さげ定第19号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(227)	寿小さげ定第20号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(228)	寿小さげ定第21号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(229)	寿底さげ定第22号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(230)	寿小さげ定第23号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(231)	寿底さげ定第24号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(232)	寿小さげ定第25号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(233)	寿底さげ定第26号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(234)	寿小さげ定第27号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(235)	寿底さげ定第28号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(236)	寿底さげ定第29号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(237)	寿底さげ定第30号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(238)	寿底さげ定第31号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(239)	寿底さげ定第32号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(240)	寿小さげ定第33号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(241)	寿底さげ定第34号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(242)	寿底さげ定第35号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(243)	寿底さげ定第36号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(244)	寿小さげ定第37号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(245)	寿底さげ定第38号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(246)	寿底さげ定第39号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(247)	寿底さげ定第40号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(248)	寿底さげ定第41号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(249)	寿底さげ定第42号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(250)	寿底さげ定第43号	寿都郡寿都町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(251)	寿小さげ定第44号	磯谷郡蘭越町地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(252)	島ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業	3月1日から12月31日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(253)	島底さけ定第1号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(254)	島小さけ定第2号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(255)	島底さけ定第3号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(256)	島底さけ定第4号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(257)	島底さけ定第5号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(258)	島底さけ定第6号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(259)	島底さけ定第7号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(260)	島底さけ定第8号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(261)	島底さけ定第9号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(262)	島底さけ定第10号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(263)	島底さけ定第11号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(264)	島底さけ定第12号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(265)	島底さけ定第13号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(266)	島底さけ定第14号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(267)	島底さけ定第15号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(268)	島底さげ定第16号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(269)	島底さげ定第17号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(270)	島小さげ定第18号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(271)	島底さげ定第19号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(272)	島底さげ定第20号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(273)	島小さげ定第21号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(274)	島底さげ定第22号	島牧郡島牧村地先	別紙のとおり	定置漁業	さげ定置漁業	9月3日から11月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(71)	石さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月17日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(72)	石さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(73)	石さけ定第3号	(2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。
(74)	石さけ定第4号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(75)	石さけ定第5号	(4) 8月17日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(76)	石さけ定第6号	(5) 9月1日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(77)	石さけ定第7号	(6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。
(78)	石さけ定第8号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(79)	石さけ定第9号	
(80)	石さけ定第10号	
(81)	石さけ定第11号	
(82)	石さけ定第12号	
(83)	石さけ定第13号	
(84)	石さけ定第14号	
(85)	石さけ定第15号	
(86)	小樽さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月17日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月4日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(87)	小樽さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月17日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月4日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(88)	小樽小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(89)	小樽小さけ定第2号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(90)	小樽小さけ定第3号	
(91)	小樽小さけ定第4号	
(92)	小樽小さけ定第5号	
(93)	小樽小さけ定第6号	
(94)	小樽小さけ定第7号	
(95)	小樽小さけ定第8号	
(96)	小樽小さけ定第9号	
(97)	小樽小さけ定第10号	
(98)	小樽小さけ定第11号	

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(99)	余ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(100)	余ほっけ・まぐろ・さけ定第2号	(2) 4月15日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月25日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(101)	余さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月17日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(102)	余さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桀長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月17日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月4日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(103)	余小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(104)	余小さけ定第2号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(105)	余小さけ定第3号	
(106)	余小さけ定第4号	
(107)	余小さけ定第5号	
(108)	余小さけ定第6号	
(109)	余小さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(110)	美ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 5月1日から5月4日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(111)	美小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(112)	古小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(113)	古小さけ定第2号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(114)	古小さけ定第3号	
(115)	古小さけ定第4号	
(116)	古小さけ定第5号	
(117)	古小さけ定第6号	
(118)	古小さけ定第7号	
(119)	古小さけ定第8号	
(120)	古小さけ定第9号	
(121)	古小さけ定第10号	
(122)	古小さけ定第11号	
(123)	古小さけ定第12号	
(124)	古小さけ定第13号	
(125)	古小さけ定第14号	
(126)	古小さけ定第15号	

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(127)	神小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(128)	神底さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(129)	神底さけ定第3号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(130)	神底さけ定第4号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(131)	神底さけ定第5号	
(132)	神底さけ定第6号	
(133)	神小さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(134)	神底さけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(135)	神底さけ定第9号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(136)	神底さけ定第10号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(137)	盃ほっけ・まぐる・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(138)	盃ほっけ・まぐる・さけ定第2号	(2) 3月20日から3月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(139)	盃底さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(140)	盃底さけ定第2号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(141)	盃底さけ定第3号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(142)	泊小さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(143)	泊小さけ定第2号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(144)	泊底さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(145)	泊小さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(146)	泊小さけ定第5号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(147)	泊底さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(148)	泊底さけ定第7号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(149)	泊底さけ定第8号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(150)	泊小さけ定第9号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(151)	泊底さけ定第10号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(152)	泊底さけ定第11号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(153)	泊底さけ定第12号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(154)	泊小さけ定第13号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(155)	泊底さけ定第14号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(156)	泊底さけ定第15号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(157)	岩底さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(158)	岩小さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(159)	岩底さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(160)	岩底さけ定第4号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(161)	岩底さけ定第5号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(162)	岩底さけ定第6号	
(163)	岩小さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(164)	岩底さけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(165)	岩底さけ定第9号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(166)	岩小さけ定第10号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(167)	岩底さけ定第11号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(168)	岩小さけ定第12号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(169)	岩底さけ定第13号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(170)	岩底さけ定第14号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(171)	岩底さけ定第15号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(172)	岩底さけ定第16号	
(173)	岩底さけ定第17号	
(174)	岩底さけ定第18号	
(175)	岩底さけ定第19号	
(176)	岩底さけ定第20号	
(177)	岩底さけ定第21号	
(178)	岩小さけ定第22号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(179)	岩底さけ定第23号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(180)	岩底さけ定第24号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(181)	岩底さけ定第25号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(182)	岩底さけ定第26号	
(183)	岩底さけ定第27号	
(184)	岩底さけ定第28号	
(185)	岩底さけ定第29号	
(186)	岩底さけ定第30号	
(187)	岩底さけ定第31号	
(188)	岩小さけ定第32号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(189)	岩底さけ定第33号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(190)	岩底さけ定第34号	
(191)	岩底さけ定第35号	
(192)	岩底さけ定第36号	
(193)	岩底さけ定第37号	
(194)	岩底さけ定第38号	
(195)	岩小さけ定第39号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(196)	岩底さけ定第40号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(197)	岩小さけ定第41号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(198)	岩底さけ定第42号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(199)	岩底さけ定第43号	
(200)	岩小さけ定第44号	
(201)	岩小さけ定第45号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(202)	岩小さけ定第46号	
(203)	岩小さけ定第47号	
(204)	岩底さけ定第48号	
(205)	岩小さけ定第49号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(206)	寿ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 3月1日から3月9日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(207)	寿ほっけ・まぐろ・さけ定第2号	
(208)	寿底さけ定第1号	
(209)	寿小さけ定第2号	
(210)	寿底さけ定第3号	
(211)	寿底さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(212)	寿小さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(213)	寿小さけ定第6号	
(214)	寿底さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(215)	寿底さけ定第8号	
(216)	寿底さけ定第9号	
(217)	寿底さけ定第10号	
(218)	寿小さけ定第11号	

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(219)	寿小さけ定第12号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(220)	寿小さけ定第13号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(221)	寿小さけ定第14号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(222)	寿小さけ定第15号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(223)	寿小さけ定第16号	
(224)	寿小さけ定第17号	
(225)	寿小さけ定第18号	
(226)	寿小さけ定第19号	
(227)	寿小さけ定第20号	
(228)	寿小さけ定第21号	
(229)	寿底さけ定第22号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(230)	寿小さけ定第23号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(231)	寿底さけ定第24号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(232)	寿小さけ定第25号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(233)	寿底さけ定第26号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(234)	寿小さけ定第27号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(235)	寿底さけ定第28号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(236)	寿底さけ定第29号	
(237)	寿底さけ定第30号	
(238)	寿底さけ定第31号	
(239)	寿底さけ定第32号	
(240)	寿小さけ定第33号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(241)	寿底さけ定第34号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(242)	寿底さけ定第35号	
(243)	寿底さけ定第36号	
(244)	寿小さけ定第37号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(245)	寿底さけ定第38号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(246)	寿底さけ定第39号	
(247)	寿底さけ定第40号	
(248)	寿底さけ定第41号	
(249)	寿底さけ定第42号	
(250)	寿底さけ定第43号	

石狩後志海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(251)	寿小さけ定第44号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(252)	島ほっけ・まぐろ・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 3月1日から3月9日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月2日までの間及び11月21日から12月20日までの間において、さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。 (4) 12月21日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (5) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(253)	島底さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(254)	島小さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(255)	島底さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(256)	島底さけ定第4号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。
(257)	島底さけ定第5号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(258)	島底さけ定第6号	
(259)	島底さけ定第7号	
(260)	島底さけ定第8号	
(261)	島底さけ定第9号	
(262)	島底さけ定第10号	
(263)	島底さけ定第11号	
(264)	島底さけ定第12号	
(265)	島底さけ定第13号	
(266)	島底さけ定第14号	
(267)	島底さけ定第15号	
(268)	島底さけ定第16号	
(269)	島底さけ定第17号	
(270)	島小さけ定第18号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(271)	島底さけ定第19号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(272)	島底さけ定第20号	(2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(273)	島小さけ定第21号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(274)	島底さけ定第22号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 漁具は水深の2分の1以深に敷設しなければなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。